

令和8年7月1日施行

高知市犯罪被害者等支援条例

高知市は、犯罪被害者やそのご家族を支え、
誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、
「**高知市犯罪被害者等支援条例**」を制定しました。



～ひとりで悩まず、まずはご相談ください～

犯罪被害者等支援総合的対応窓口

高知市市民協働部くらし・交通安全課



〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号

高知市役所たかじょう庁舎2階

電話番号：088-823-9487

メールアドレス：kc-102202@city.kochi.lg.jp（相談専用）

相談日時：月曜日～金曜日 9:00～16:30（祝日・年末年始を除く）



相談・情報提供

犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。



日常生活の支援

早期に円滑な日常生活を営むことができるよう、関係部署と連絡・調整し、適切な行政サービスの提供を支援します。



見舞金の支給

故意の犯罪行為による被害に遭った場合に、見舞金を支給します。

遺族見舞金	30万円
重傷病見舞金	10万円
性犯罪被害見舞金	10万円

犯罪被害者等が置かれる状況

犯罪の被害に遭うと、命を奪われる、家族を失う、けが・障害を負う、財産を奪われるといった直接的な被害だけでなく、事件が解決した後も様々な問題を抱えることになります。

被害後の様々な状況の変化

心身の不調

- 不眠、うつ病、パニック障害、PTSDなどの精神的不調
- 身体的不調

日常生活の不安

- 仕事上の困難
- 不本意な転居などの住居問題
- 経済的負担の増加

捜査、裁判に伴う負担

- 捜査や裁判の傍聴、証言などでの時間や労力

周囲の言動による傷つき

- 偏見や誤解による心ない言動や中傷
- 興味本位の質問やうわさ話
- 過剰な取材等による精神的苦痛
- SNSによるプライバシーの拡散
- 近隣や知人からの安易な励ましや慰め
- 各種手続の窓口での二次的被害

犯罪被害に苦しんでいる人たちに私たちができること

周囲の人たちの温かい支えは回復の大きな力になります。
被害者の苦しみに対する理解と、寄り添いの気持ちが大切です。

理解

直接的な被害だけでなく、状況の変化や二次被害に苦しむことがあると理解する。

生活支援

家事や子どもの世話などで困っていることがあればサポートする。

話し相手

親身になって話を聞いたり、相談相手になったりする。

見守り

普段通りにあいさつや声をかけるなど、今までと同じ態度で接し、見守る。

事業者の皆さまへのお願い

従業員への周知

犯罪被害者等への理解が進むようご協力をお願いします。

労働環境の整備

犯罪被害者等は、警察、病院、裁判所等へ何度も赴く必要があります。
休暇への配慮や配置転換等のご協力をお願いします。

<高知市役所以外の犯罪被害者等支援に関する相談窓口>

相談窓口	相談内容	相談時間	連絡先
警察総合相談電話	○警察への相談全般	24時間対応	088-823-9110 #9110
犯罪被害者ホットライン（警察）	○犯罪被害相談全般	24時間対応	電話相談 088-871-3110
高知県犯罪被害者等支援相談窓口	○犯罪被害相談全般 ○支援機関の調整 ○補助金制度	月～金 9～12時・13～16時 土・日・祝日・年末年始を除く	電話相談 088-823-9340 面接相談は要予約
こうち被害者支援センター （高知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）	○犯罪被害者支援のための相談 ○付き添い支援	月～金 10時～16時 土・日・祝日・年末年始を除く	電話相談 088-854-7867 面接相談は要予約